

『学ぼう行革・ 広げよう知識』

都留青年会議所では、第十一 回(社)日本青年会議所山梨ブロック 会員大会を開催いたします。

この大会では、市民の皆さんに
呼びかけ、記念講演会も実施しま
す。記念講演会では、講師に金丸
信衆議院議員(前行政改革特別委
員長)望月幸明山梨県知事の両先
生を迎え、現在話題の中心であり
ます、行革問題をテーマに開催い
たします。市民の皆さんのご参加
をお待ちしております。

日時 7月11日 2時30分
場所 文化会館四階大ホール
主催 社日本青年会議所山梨プロ
ック協議会

主管 社都留青年会議所
問合先 会員大会実行委員長 柏木忠邦
☎(043)40334

朗読奉仕員 養成講習会

福祉のまちづくり推進事業の一 つとして、視覚障害者のための声 の広報ならびに、声の図書等の朗 読ボランティアを養成するために 受講生を募集いたします。

日時 七月から一月まで毎月一回
第二土曜日 二時～四時

募集人員 三〇名

ただし、七月に限り第四土
曜日(二十四日)とします。

場所 文化会館三階視聴覚室
講師 甲府放送劇団代表
上野 重義先生

定員 二〇名

申込先・申込方法

市福祉事務所社会係に電話
(☎(043)111-1111(277))
で申込んでください。

都留書道連盟から

去る六月十五日文化会館で開か
れた総会の中で、本年度事業とし
て、刻字講習会(全市民を対象)
教育書道展(幼児・中学生)、会
員展、練成会等書道を通じて文化
向上に全員一致で努力していくこ
とを決議しました。

また、連盟では、会員を募集し
ております。書道を習いたい方、
仲間とともにやりたい方は、酒井
喜蔵(☎(043)622433)、餅取一男
(☎(043)34511)に連絡をお願い
します。

刻字講習会

つぎにより講習会を開催します。

刻字に興味のある方ならどなたで
も結構です。ご参加下さい。

日時 八月十九日(木)～九月十六日
(木) 毎週木曜日午後七時よ
り

場所 文化会館三階第一研修室
募集人員 三〇名

諸材料費 (実費) 二、〇〇〇円
申込先

酒井喜蔵 ☎(043)622433
中津森九三三

餅取一男 ☎(043)34511

中央三丁目七七一

小倉正雄 ☎(043)8550

田野倉一三五九一一

竹俣忠洲 ☎(043)6803

中央三丁目二二二

中村雄男 ☎(043)5200

四日市場一〇二八

申込メ切 七月三十一日

その他 申込方法は、ハガキ又は
電話でお願いします。

詳細は、申込後に連絡し
ます。

主催 都留書道連盟
後援 都留市教育委員会
都留市文化協会

不用犬・猫巡回収集日程表 (7月12日)

◎猫は麻袋等へ入れて出してください。

地区	収 集 場 所	時 間
禾 生	田 野 倉 駅 入 口	9 : 40 ~ 9 : 45
	旧 禾 生 第二小前	9 : 45 ~ 9 : 50
	禾 生 出張所前	9 : 55 ~ 10 : 00
盛 里	与 縄 青年会館前	10 : 05 ~ 10 : 10
	盛 里 出張所前	10 : 15 ~ 10 : 20
	曾 雌 公民館前	10 : 25 ~ 10 : 30
三 吉	下 戸 沢 正 蓮 寺 前	10 : 45 ~ 10 : 50
	谷 村 第二小前	10 : 55 ~ 11 : 00
開 地	緑 町 公民館前	11 : 05 ~ 11 : 10
	中小野公民館前	11 : 15 ~ 11 : 20
	細 野 杉 本 商店前	11 : 25 ~ 11 : 30
東 桂	十日市場公民館前	1 : 00 ~ 1 : 05
	東 桂 出張所前	1 : 10 ~ 1 : 15
	境 公 民 館 前	1 : 20 ~ 1 : 25
谷 村	上 町 自治会館前	1 : 30 ~ 1 : 35
	市 役 所 入 口	1 : 40 ~ 1 : 45
	深 田 水 神 宮 前	1 : 50 ~ 1 : 55
	道 生 堀 バス 停 前	2 : 00 ~ 2 : 05
宝	用 津 院 入 口	2 : 10 ~ 2 : 15
	宝 出 張 所 前	2 : 20 ~ 2 : 25
	上 大 幡 公民館前	2 : 30 ~ 2 : 35

第四回

発明工夫展の お知らせ

市では地場産業発展の一翼を担
っていただき、ふるさと振興を推
進させる観点から、皆さんの創意
工夫による第四回市民手づくり発
明工夫展を今年も十一月に計画し
ております。

夏休みを利用して、あなたも町
の発明家になって、発明工夫展に
出展してみませんか。

応募資格 都留市民

課 題 自由

表彰 優秀作品に市長賞、出
展者全員に参加賞

展覧日時 11月上旬

犬はつないで おきましょう

最近放し飼いの犬による咬傷、
畑作物の被害の苦情が寄せられて
おります。

住民の協力義務として、飼い主
は、飼犬を常時けい留しておく
ことになっておりますので、この
ようなトラブルの起きないように、
注意してください。なお不用にな
った犬、猫については、市広報に
記載の不用犬、猫の巡回収集日に
より出してください。

